

# ふれあい緑地の利活用に向けたカフェ等飲食店舗の整備・運営事業者 公募（プロポーザル方式）に関する実施要領

## I. 事業に関する事項

### 1. 件名

ふれあい緑地の利活用に向けたカフェ等飲食店舗の整備・運営事業

### 2. 目的

本市の公園運営は、これまで急速な市街化への対応として整備に重点をおいてきましたが、一定程度の公園整備が進捗したことや市民のライフスタイルの変化に伴いニーズが多様化したことにより、これまでの画一的な運営から個別の公園の利用特性に考慮した運営への移行が求められています。

そこで、本市では公園をまちの環境を形成するひとつの要素として、公園の存在効果や利用効果を引き出すことで、公園利用者が恩恵を受けるだけでなく、地域コミュニティの形成や周辺地域への経済効果を与える魅力ある公園づくりをめざしています。

ふれあい緑地は開設面積 12.9ha の都市公園（都市計画緑地 大阪国際空港周辺緑地 内）で、主に温水プール・テニスコート・少年野球場などのスポーツ施設が整備され、平成 29 年（2017 年）には国家戦略特別区域法による認定を受けて、関西圏で初の都市公園内の保育所が設置されました。また、大阪国際空港に航空機が着陸する航路直下に位置し、航空機のダイナミックな飛行姿を見ることができる公園です。

本公募は、公園利用者の利便性の向上と公園機能の充実を図るため、民間事業者によるカフェ等飲食店舗（以下「飲食店舗」という。）の整備・運営の提案をいただくものです。

### 3. 飲食店舗が担う役割

本市はふれあい緑地を多くの人に「見て、知って、使って、感じて、伝えて」もらうために、整備される施設に 5 つの役割を期待します。

- (1)ふれあい緑地に新たな賑わいを創出する施設
- (2)ふれあい緑地でいつでもくつろげる時間を提供する施設
- (3)ふれあい緑地の新たな景観のスポットとなる施設
- (4)ふれあい緑地を楽しくする施設
- (5)ふれあい緑地の情報を発信する施設

### 4. 事業手法

事業者は本実施要領に基づき事業内容を提案し、公募型プロポーザル方式により選定されます。本市が最終的に決定した事業者は、本市と飲食店舗の整備・運営にかかる基本協定を締結し、都市公園法第 5 条第 1 項に規定する公園施設の設置許可（以下「設置許可」という。）を受けて、自己資金による整備・運営をしていただきます。

## 5. 事業者の対象

事業者は、プロポーザル参加申込書の提出日の時点で、飲食店舗の運営を継続しており、周辺地域への貢献の意欲がある、飲食店舗運営に精通している法人とします。

## 6. 事業期間

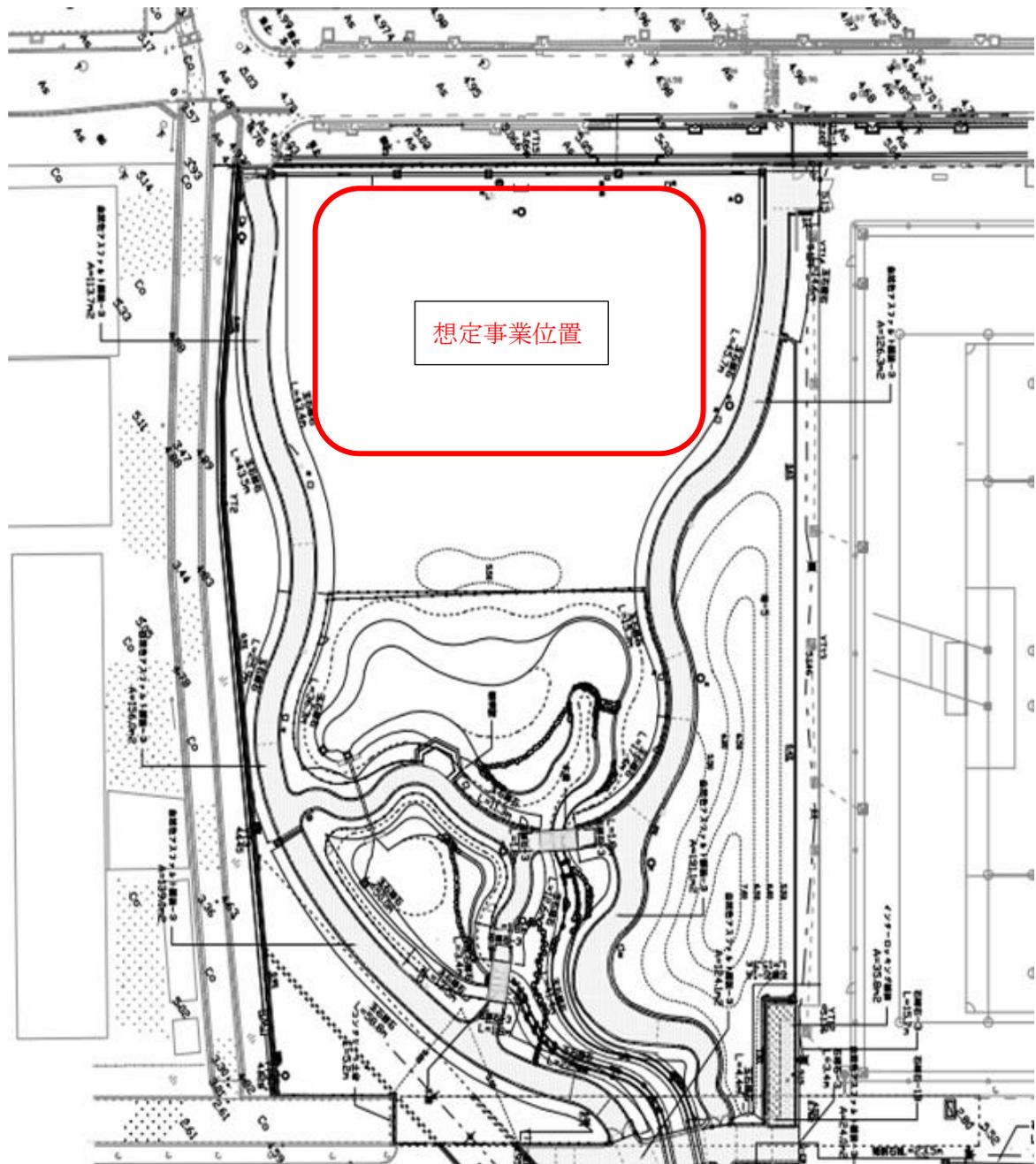
事業期間は、設置許可を受けた日から20年とします。なお、設置許可申請は5年毎に行うものとし、本記載をもって事業の再公募を約束するものではありませんが、事業期間満了後、本市が再公募すると判断した場合、本事業で整備した施設を活用して、再提案することを可能とします。

## 7. 事業場所の概要

### (1)位置図



## (2)事業場所平面図（ふれあい緑地1街区）



## (3)土地等の諸条件

ふれあい緑地の概要（別紙1参照）



## 8. 事業実施の主な条件

### (1)基本協定の締結

事業者は、本事業の実施に関して必要な事項を定める基本協定を本市と締結していただきます。基本協定の内容については、別紙2を想定しています。

## (2)飲食店舗の整備可能な場所

飲食店舗の整備は前述の「7.事業場所の概要 (2) 事業場所平面図」で示す想定事業場所において、原則、通路や樹木など既存の公園施設に影響のない部分に実施できるものとします。ただし、整備に影響する樹木の枝等については、本市の判断により剪定等の対応を行う場合があります。

## (3)公園施設の設置許可、使用料

事業者は「(1)基本協定の締結」の基本協定締結後、飲食店舗の整備前に設置許可を受ける必要があります。事業者は、設置許可期間中、本市に豊中市都市公園条例第 19 条に定める使用料を納入するものとします。なお、その金額は 5,540 円/年・㎡を下限額とし、事業者から提案するものとします。納入時期については初年度の使用料は飲食店舗の設置許可を受けるまでに、次年度以降の使用料は当該年度分をその年度の 4 月末までに、納入するものとします。

なお、設置許可の期間には飲食店舗の整備工事及び事業終了前の解体・原状復旧に要する期間を含むものとします。

## (4)公園の占用許可

事業者は設置許可を受ける区域外の敷地で、飲食店舗の運営に上下水道・電気・ガス・通信などのインフラ設備（以下「インフラ設備」という。）の設置が必要な場合、都市公園法第 6 条第 1 項に規定する都市公園の占用の許可（以下「占用許可」という。）を受ける必要があります。また、飲食店舗の整備にあたり、設置許可を受ける区域外の敷地が必要な場合も、その敷地の占用許可を受ける必要があります。事業者は占用許可の期間中、本市に豊中市都市公園条例第 19 条別表 3「公園の占用料」の各種別の額を、当該物件の占用許可を受けるまでに納入するものとします。

なお、占用許可の期間は豊中市都市公園条例施行規則第 13 条に規定する期間とし、前号の設置許可の期間が満了するまで、更新することができます。

## (5)設置許可が可能な面積

事業者が設置許可を受けることが可能な総面積は原則 500 ㎡以内とします。なお、この面積が建築敷地面積となります。

## (6)営業時間

営業時間は原則 8 時から 20 時までとしますが、事業者の提案により本市と協議のうえ決定するものとします。

## (7)定休日

定休日は事業者の提案により定めるものとしますが、公園利用者の利便性を考慮し、原則通年営業とします。

## (8)整備・運営の費用負担

本事業にかかるすべての整備・運営（解体・原状復旧含む。）の費用は事業者が負担するものとします。ただし、

本市が店舗の解体・原状復旧の必要がないと認めた場合は、本市に物件を帰属することができるものとします。

## (9)公園の活性化

事業者は飲食店舗の整備・運営に加え、公園を活性化する目的の事業（以下「活性化事業」という）を提案し、実施するものとします。

なお、活性化事業を設置許可の区域外で実施する場合、事業計画書に記載した事業については豊中市都市公園条例第 20 条に規定する使用料の減免を行います。事業計画書に記載のない事業については、その都度、実施、使用料の減免の可否を本市が判断するものとします。

## (10)事業に関する情報提供の義務

事業者は、本市が公園内における飲食店舗の設置の可能性や課題を調査する場合、事業に関する情報を本市に提供するものとします。また、事業者と協議のうえ、提供された情報を公開できるものとします。

（提供を受ける情報の例）

- 施設設置に伴う経費
- 運営経費
- 売上
- 来店者数
- 公園活性化事業の効果・課題など

## (11)地域との協議

事業者は、地域住民から事業内容についての説明やその他協議を求められた場合は事業運営に支障のない限り協力するものとします。

## (12)脱炭素社会に向けた取組み

電力などエネルギー調達は、再生可能エネルギー導入の促進を図るため、これに配慮した事業者と可能な限り契約するものとします。事業に使用する車両を購入する場合は、EV・PHV などを選定するなど環境に配慮するものとします。その他 CO2 排出削減に向けた取組を積極的に行うこととします。

## (13)その他

その他の条件は、基本協定書、許可条件及び事業計画書により定めるものとします。

## 9. 用途制限禁止事項

(1)設置許可物件を暴力団、その他の反社会的団体の活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に供することはできません。

(2)設置許可物件は、本市の許可なく増築など変更することはできません。

(3)設置許可物件の主たる設置目的は、飲食店舗の運営とします。

(4)事業者は物件の運営業務の全部、又は主要な部分を第三者に委託してはなりません。業務の一部を第三者に委託する場合には、本市の承認を受けなければなりません。

## 10. 飲食店舗の設置に関する事項

(1) 接道要件など飲食店舗の建築に必要な条件整理については、飲食店舗の場所や配置などにより本市と協議し、決定する必要があります。

また、設置許可を受ける敷地と接道要件を満たすための敷地の合計面積が 500 m<sup>2</sup>を超える場合、土地利用の調整に関する条例などの対象となります。

(2) 飲食店舗の外観及び配置は可能な限り周辺の景観と調和したデザインとし、都市公園の機能を阻害しないものとしします。

(3) 飲食店舗の構造は堅固で耐久性を有し、公園の利用と既存の公園施設など他の施設に支障を及ぼさないものとしなければなりません。ただし、既存の公園施設に影響が少ないと本市が認めた場合においては本市に承諾を得て最小限の施工ができるものとしします。

(4) 飲食店舗に必要なインフラ設備は事業者が各インフラ管理者（供給者など）と協議を行い、事業者の負担で整備するものとしします。

(5) 飲食店舗に必要なインフラ設備は原則として、公園の既存のインフラとは独立して設け、電気の引込線（電柱から 1 本目の引込柱の電線）を除くすべてインフラは土被 60 cm 以上の地下埋設物とするものとしします。ただし、下記の事項は、認めるものとしします。

- 下水道（雨水）は、本市及び豊中市上下水道局が公園施設等に影響がないと判断した場合、公園の既存雨水桝等に接続することを可能としします。

なお、既存の地下埋設物の状況については、平面図集（別紙 3 参照）を参考にしてください。詳細位置などの精度は担保できませんので、事業者は必要に応じて工事前に試掘を実施するなど事前確認してください。

(6) 店舗を設置する際の工事用資材の搬入は本市と協議の上、工事期間中のみ既存フェンス等の一部撤去をすることができます。その場合、事業者負担で復旧まで対応するものとしします。また、搬入するにあたり道路等を一時的に整備する必要がある場合は事業者が道路管理者と協議を行い、事業者負担で整備及び復旧を行うものとしします。

## 11. 飲食店舗の運営に関する事項

(1) 飲食店舗は公園利用者の利便性を考慮し、原則、通年営業とします。

(2) 提供するメニューは利用者のニーズに合った品揃えで、利用しやすい価格帯とします。

(3) 飲食店舗は誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン又は運営の工夫をするものとしします。

(4) アルコールの販売は可能としますが、本市の判断により販売停止ができるものとしします。

(5) 飲食店舗は常に清潔に保つとともに、本事業で発生する廃棄物の処理は事業者の責任で適切に処理するものとしします。また、テイクアウト商品がある場合は事業者の責任で店舗付近にごみ箱を設置するなど、ごみの回収への対応をする必要があります。

(6) 食材などの搬入は搬入時間など公園利用者に影響が少なく、安全に実施されるよう工夫し、その方法について本市に承諾を得る必要があります。

(7) 本事業で発生する廃棄物の処理は搬出時間など公園利用者に影響が少なく、安全に実施されるよう工夫し、その方法について本市に承諾を得る必要があります。

(8) イベントなど公園の活性化事業の実施にかかる参加料金の徴収は可能とします。

(9) 事業者は地球環境に配慮した運営を行ってください。テイクアウト商品がある場合は使い捨て容器の削減や環境負荷の少ない素材（紙容器、バガス容器、バイオマスプラ容器など）を利用に努めてください。また、その他環境負荷軽減の取組みについても、最大限実施するものとしします（例 使い捨てプラスチック製容器・プラスチック製スト

ローなど使用を控えること、食品ロス削減、再生可能エネルギー比率の高い電力調達など）。

(10)事業者は営業時のトラブルや地震・火災等災害発生時の危機管理の運営体制を本市に提出して承諾を得る必要があります。

(11) 当該公園は、本市の指定緊急避難場所（災害が発生した場合などにその危険から逃れるための避難場所）に指定されているため、事業者は、営業時間中に地震など災害が発生した場合は、一時避難者に対し飲料水の提供など可能な限りの協力をしてください。

## 12. 公園の活性化に関する事項

公園の活性化事業は事業者の提案により決定するものとします。提案の内容は下表の 5 つの提案項目ごとに提示し、事業者は「必須提案」の 3 つの項目は提案により必ず実施、「自由提案」の 2 つの項目は必ず提案する必要はありませんが可能な限り提案及び実施してください。なお、各提案項目の提案数は問いません。

提案項目	必須・自由の別	提案例	実施頻度例
公園及び周辺的环境保全	必須提案	(例)芝生広場と外周道路など	(例)営業日毎
情報発信	必須提案	(例) SNS による発信、ローカル紙の発行など	(例)随時
その他活性化	必須提案	(例)テラス席の設置など	(例)営業日毎
イベント開催	自由提案	(例)公園を活かしたイベント、クッキング体験など	(例)年 2 回、随時
その他サービス	自由提案	(例)おもちゃ、道具のレンタルなど	(例)年 2 回、随時

## 13. 事業効果の調査協力に関する事項

本市が本事業の効果などについて調査を実施する場合、事業者はアンケートの実施や店舗利用者へのヒアリングなど事業運営に支障のない限り協力するものとします。

## 14. 法令等の遵守・手続きに関する事項

(1)飲食店舗の整備・運営については関係法令（都市公園法、都市計画法、建築基準法、消防法、食品衛生法、豊中市都市公園条例、豊中市屋外広告物条例など）を遵守するものとします。

(2)上記にかかる許認可手続きは事業者が行うものとし、これにかかるすべての費用は事業者が負担するものとします。

## 15. 許可の取り消し

(1)本市は都市公園法第 27 条の規定により、許可の変更又は許可を取り消すことがあります。この場合、取消の原因が本市の事情によるときにあっては、本市は事業者に 6 か月前までにその旨を通知するものとし、既に納入している使用料については、許可の変更又は許可を取り消した月割りの金額（許可を取り消した月を除き、残り月数から納入済みの使用料を月割にした金額）を還付するものとします。

(2)事業者が自らの理由により許可を取り下げる場合には 6 か月前までにその通知を本市に行うものとし、本市は

使用料の還付は行わないものとします。

## 16. リスク分担

(1)本事業における責任及びリスク分担の考え方は、事業者が実施する業務については事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては原則として事業者が負うものとします。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとします。

(2)本市と事業者の責任分担は原則として「リスク分担表」(別紙4参照)及び基本協定によるものとし、応募にあたっては負担すべきリスクを想定したうえで提案を行ってください。「リスク分担表」及び基本協定に示されていない事項については双方の協議により定めるものとします。

## 17. 原状復旧義務

本事業終了時には、設置許可期間内に事業者の負担により、速やかに原状復旧のうえ、返還するものとします。なお、事業者が原状復旧を行わない場合、本市は事業者に代わり撤去・復旧工事を行い、その費用を求償することができるものとします。ただし、本市が原状に復旧する必要がないと認めるときは、そのまま返還することができるものとします。

## 18. 物件保全義務

事業者は善良な管理者としての注意をもって設置許可の敷地の維持保全(除草、清掃など)に努めなければなりません。また、近隣住民等から苦情・要望があった場合の対応や物件内の不法投棄等は事業者の責任において速やかに解決するものとします。

## 19. 調査及び資料提出等の協力

豊中市情報公開条例(平成13年4月2日条例第28号)第5条に基づく開示請求又は市議会からの要請を受けたときは、事業者は本市へ協力するものとします。

## II. 応募に関する事項

### 1. 日程(令和7年(2025年))

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ■ 実施要領等の公表         | 8月29日(金)          |
| ■ 説明会の開催           | 9月11日(木)          |
| ■ 質問事項の締切          | 9月18日(木)17時15分必着  |
| ■ 質問事項への回答         | 9月29日(月)予定        |
| ■ 企画提案書の提出期限       | 11月17日(月)17時15分必着 |
| ■ 第一次審査(書類審査)      | 11月19日(水)         |
| ■ 第一次審査結果の通知       | 11月20日(木)予定       |
| ■ 第二次審査(プレゼンテーション) | 11月25日(火)         |
| ■ 第二次審査結果の通知       | 12月3日(水)発送予定      |
| ■ 第二次審査結果の公表       | 12月3日(水)予定        |

- 公園施設の設置許可申請                    12月中旬以降予定（協定書の締結後）
- 工事着工                                    公園施設の設置許可承認後

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

## 2. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2)本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3)会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (4)平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5)平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (7)最近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のない者であること（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなす。）。
- (8)暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しない者であること。
- (9)労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告を受けていない者であること。

## 3. 説明会の開催

- (1)日時

令和 7 年 9 月 11 日(木)10 時から (予定)

## (2)場所

ふれあい緑地第 1 街区 (事業場所)

住所：豊中市服部西町 5 丁目地内 (前述 I. 事業に関する事項、7. 事業場所の概要参照)

## (3)留意事項

- 説明会に参加される場合は「説明会参加申込書」(様式 7) を提出してください。  
(提出期限：令和 7 年 9 月 10 日(水)12 時必着)
- 実施要領等の資料は各自ご持参ください。
- 事前説明会への参加は応募の必須条件ではありませんが、応募を予定している事業者は可能な限り参加してください。

## 4. 質疑応答

質問がある場合は「質問書」(様式 8) を電子メールで事務局あてに提出してください。

(提出期限：令和 7 年 9 月 18 日(木)17 時 15 分必着)

なお、提出された全ての質問への回答は令和 7 年 9 月 29 日(月) (予定) に本市のホームページに掲載し、原則個別には回答しませんが、事業者のノウハウに係ると判断される質問については個別に回答します。なお、電話での質問は受け付けません。

## 5. 応募方法

### (1)提出書類

提出書類は以下のとおりです。

全ての提出書類の電子データを記録した CD-R を 1 枚提出してください。

片面刷り、フォントサイズは原則 10.5 以上としてください。

関係法令及び条例を遵守し、かつ実施要領に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行ったうえで、提出書類を作成してください。

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加申込書	応募者の印鑑登録した印を押印	様式 1
2	誓約書	応募者の印鑑登録した印を押印	様式 2
3	事業者概要説明書	パンフレットなど主要店舗の運営概要がわかる資料を添付	様式 3
4	役員等名簿		様式 4
5	参加資格確認書		様式 5
6	公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等の有無		様式 6
7	企画提案書	○本事業全体のコンセプトがわかるもの ○整備、運営の事業スケジュール ○飲食店舗のデザインなど (平面図、求積図、インフラ図、イメージパース図等) ○事業計画 (基本協定書 (別紙 2 参照) 第 7 条に規定する事業	任意 (A 4 サイズ 10 枚 目安)

		計画書の概要版) ○設置許可使用料の提案額 ○公園の活性化 (「事業に関する事項 12. 公園の活性化に関する事項」参照) <b>※企画提案書は後述の「6. 選定方法(2) 審査項目」により審査するため、この内容に留意して作成してください。</b> <b>※企画提案書の副本には、応募者の名称を記載しないでください。</b>	
8	定款	写し可	任意
9	商業登記事項証明書	参加申込日から3か月以内に発行されたもの	—
10	印鑑証明書		—
11	財務諸表	直近3事業年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書及び付属明細書等)	任意
12	納税証明書	国税の納税証明書(その3の3) 市町村税の納税証明書	—

## (2)提出部数

提出書類は正本1部、副本2部(副本は、正本の複写可)提出してください。

ただし、企画提案書については正本1部、副本6部を提出してください。企画提案書の副本には、応募者の名称を記載しないでください。

## (3)提出期限

11月17日(月)17時15分必着。

提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合は、応募を無効とします。

## (4)提出方法

持参(月曜～金曜(祝日は除く)9時～17時)、郵送又は宅配便のいずれかとします。郵送又は宅配便により提出する場合は、書類の到達を事務局にメールや電話で確認してください。

## (5)提出書類の取り扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しません。

## (6)提出先

後述「応募に関する事項 10. 提出先」参照。

## 6. 選定方法

### (1)審査方法

- 本市職員で構成する審査委員会を設置し、審査します。
- 審査は二段階で行い、第一次審査は書類審査、第二次審査はプレゼンテーション審査とします。
- 審査は、後述(2)で定める審査項目に基づき、各審査員が採点を行う方式とします。
- 第一次審査及び第二次審査の審査項目は同一とし、第二次審査時の採点は、第一次審査の結果に関

ならず、新たに行うものとします。

- 第一次審査は各審査員が企画提案書等の内容を採点し、全審査員の合計点数により順位を決定します。ただし、提案者が4者未満の場合は第一次審査を行いません。
- 第二次審査は第一次審査の上位3者を対象に行います。各審査員が企画提案書等、ヒアリング及びプレゼンテーションの内容を審査して採点し、全審査員の合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者に選定します。
- 合計点数の最も高い提案者が2者以上あった場合は、当該提案者の中から審査員の合議によって、第一優先交渉権者を選定します。
- 合計点数が満点の60%以上を満たす提案者がいない場合は、第一優先交渉権者を選定しません。
- 第二次審査（プレゼンテーション）の場所や時間は、一次審査の通過者に別途連絡します。
- 第二次審査（プレゼンテーション）は、以下を目安として実施します。
  - プレゼンテーションの準備時間 5分
  - プレゼンテーション 20分
  - プレゼンテーション後の質疑応答 10分
- 第二次審査（プレゼンテーション）でパワーポイント等を使用する場合は、原則、必要な機材はすべて、提案者で用意してください。本市はモニターと電源のみ用意します。また、実施場所はインターネット回線が整備されていないことに留意してください。
- 第二次審査（プレゼンテーション）でプレゼンテーションを行う者は、本業務に携わる主たる担当者とし、当日の出席者は1者あたり3名以内（プレゼンテーションを行う者を含む。）とします。

## (2)審査項目

評価項目	評価の視点	配点
コンセプト	事業の目的及び公園や地域の特性を理解した公園の魅力を向上させるコンセプトになっているか。 ユニバーサルデザインとなっているか。 景観と調和したデザイン・利用動線とあったデザインとなっているか。	20
事業スケジュール・ 財務状況	設計、工事、事業実施のスケジュールが適切に組まれているか。 財務状況は健全か。	10
公園使用料	事業地における適正かつ本市の歳入確保に資する使用料が提案されているか	20
事業計画	サービス内容や料金設定などが公園利用者にとって魅力のあるものとなっているか。 事業計画の管理運営方法が、具体的で実現可能かつ適切な内容となっているか。 事業計画の維持管理方法や緊急時の体制及び対応が、具体的で実現可能かつ適切な内容となっているか。	25
公園の活性化	以下の内容を踏まえた優れた提案となっているか。 ① I.事業に関する事項における3.飲食店舗が担う役割 ② I.事業に関する事項における12.公園の活性化に関する事項	25
<b>合計</b>		<b>100</b>

### (3) 審査結果の通知

第一次審査の結果については11月20日(木)に、第二次審査の結果については12月3日(水)にメールにて通知します。なお、本市と協議のうえ、本市の内部手続きを経て、本業務の実施者として決定することになるため、交渉権者の通知をもって本業務の実施を約束するものではありません。

### (4) 審査結果の公表

最終審査結果については、本市ホームページ等により公表します。

## 7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に「2. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなったとき。
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に抵触を求めたとき。
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- (5) 提案書類において虚偽の記載があったとき。
- (6) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき。
- (7) 第二次審査（プレゼンテーション）に欠席したとき。
- (8) 一団体に複数の提案をしたとき。
- (9) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (10) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- (11) 法令及び本市の関係条例ならびに関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- (12) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (13) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格と認められたとき。

## 8. 審査後の流れ

- (1) 交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき本市と協議のうえ、基本協定を締結し、事業計画書の承認をもって企画内容を確定し、豊中市都市公園条例第8条の規定する手続きにより事業の実施を認めます。なお、第一優先交渉権者との協議が整わず承認に至らなかった場合は次点の提案者を優先交渉権者とすることがあります。
- (2) 事業場所は、本市が借受け公園として使用していることから、土地所有者（新関西国際空港株式会社）及び運営会社（関西エアポート株式会社）との協議も必要となります。なお、協議については市が行いますが、必要に応じて事業者も協力するものとします。

## 9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出、プレゼンテーションに関する費用等）は提案者の負担とします。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合があります。

- (3)提出書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む。）を除いては、情報の公開を行う場合があります。
- (4)提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- (5)提出書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (6)本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに「参加辞退届」（様式9）を提出するものとします。
- (7)審査、評価及び応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。また、質問事項の締切以降、業務に係る質問は一切受け付けません。

## 10. 提出先

〒560-0022 豊中市北桜塚 1 丁目 3 番 1 号  
（事務局）豊中市環境部公園みどり推進課  
電話 06-6843-4121  
FAX 06-6845-5813  
電子メール [kouen@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:kouen@city.toyonaka.osaka.jp)

### 【別添資料】

- 別紙 1 ふれあい緑地の概要
- 別紙 2 基本協定書（案）
- 別紙 3 平面図集
- 別紙 4 リスク分担表

### 【様式集】

- 様式 1 プロポーザル参加申込書
- 様式 2 誓約書
- 様式 3 事業者概要説明書
- 様式 4 役員等名簿
- 様式 5 参加資格確認書
- 様式 6 公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等の有無
- 様式 7 説明会参加申込書
- 様式 8 質問書
- 様式 9 参加辞退届